

農地を貸したい！ 借りたい！ を市がサポート

農地銀行をご活用ください

問：農業委員会事務局 ☎047-366-7387、農政課 ☎047-366-7328

農地銀行って？

農地銀行は、農地所有者が耕作・管理できなくなった農地を登録することで、経営規模を拡大したい人や新規就農を希望する人へ農地の貸し借りに関する情報提供や交渉を市などがお手伝いする制度です。

こんなときは、農地銀行にご相談ください



農地所有者

- 農地があるけれど、自分も家族も農業を続けられない
- 高齢や病気等の理由で農業をやめようかを思う



農地を借りたい人

- 農業の経営規模を拡大するために、借りることができる農地を探している
- 新しく農業を始めたいけれど農地を持っていない

農地銀行の手続きの流れ

農地銀行

(農業委員、農地利用最適化推進委員、JAとうかつ中央、農業委員会事務局、農政課)

農地所有者
(農地を貸したい人)

農地を借りたい人



① 農地情報の登録

④ 利用希望者の
情報を提供



② 農地情報の提供

③ 農地利用の申請



⑤ 当事者間で条件等を交渉
(市も同席します)

⑥ 交渉成立 (契約手続きへ)

農地銀行の利用を希望する方は、お近くにお住いの農業委員・農地利用最適化推進委員に相談するか、農業委員会事務局・農政課に問い合わせください。